

次世代産業クラスター形成に向けた研究開発業務委託仕様書

本仕様書は、(地独) 山口県産業技術センターと受託者との間で契約する「次世代産業クラスター形成に向けた研究開発業務」の委託に適用する。

1 委託の目的

本県産業の特性や強みである瀬戸内の産業力を活かして、産学公連携により県内企業の研究開発を促進することにより、「環境・エネルギー分野」及び「医療・福祉・介護分野」における次世代産業の集積促進を図る。

研究開発委託で得られた知見やデータを基に、次年度以降の国の競争的資金の獲得や新事業展開に繋げる。

2 契約期間

契約締結日 から 平成26年3月31日まで

3 委託の内容

環境・省エネ、エネルギー、医療関連分野について、大学・高専、大企業、中小企業等から構成される研究グループ（県内中小企業の参加を必須とする）による研究開発を実施する。

4 委託要件

- ① 企業や大学、研究機関など2者以上から構成される研究グループであること。
- ② 研究グループの構成メンバーに、県内に事業所を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体）が入っていること。
- ③ 委託費の上限は、5,250千円（消費税等含む）であること。
- ④ 委託業務の成果について受託者と調整の上公表することがあること。
- ⑤ この公募開始の日から契約締結日までの間において、山口県の業務委託及び物品調達に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 委託する研究グループの要件

- ① 研究グループの中核を担う責任者（以下、「代表機関」という。）は、採択の後に、産業技術センターと委託契約を締結する。委託契約締結後の研究グループ内の経理実務については、代表機関が責任を持って管理するものとする。
- ② 代表機関は、研究グループに参画する企業や大学等（以下、「参画機関」という。）と再委託契約を締結するものとする。なお、再委託契約の内容は、産業技術センターとの委託契約に準拠すること。
- ③ 代表機関は、委託事業の運営管理、研究グループ構成員相互の調整を行うとともに、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の活用等を行うこと。

6 委託する研究グループの責務

- ① 代表機関は産業技術センターとの委託契約、参画機関は代表機関との再委託契約を遵守すること。
- ② 委託期間が終了した際には、実績報告書を作成し提出すること。
- ③ 研究開発委託で得られた知見やデータを基に、国の競争的資金の獲得に努めること。
- ④ 研究開発の委託期間及び委託終了後5年の間、研究開発の進捗状況、競争的資金の獲得状況及び事業化状況について、山口県産業技術センター理事長に年1回報告するとともに、山口県産業技術センター理事長が選任する者が行う状況調査に協力すること。

7 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、次の条件を遵守することを条件に、原則として研究グループ構成員とする。

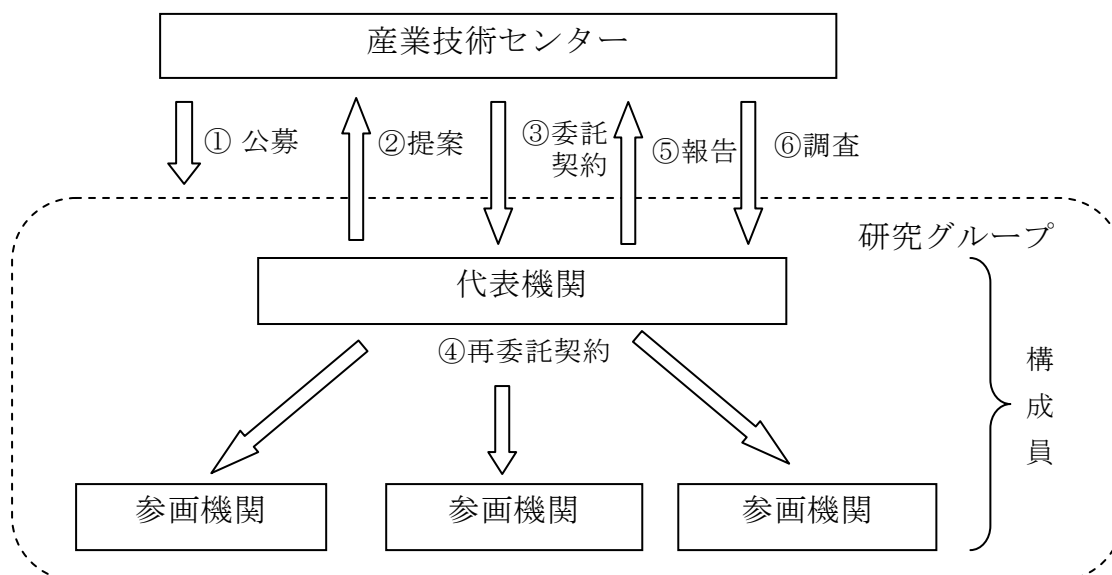
ア 知的財産権に関して出願・申請等の手続きを行った場合、遅滞なく産業技術センターに報告すること。

イ 産業技術センターが公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、産業技術センターに対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

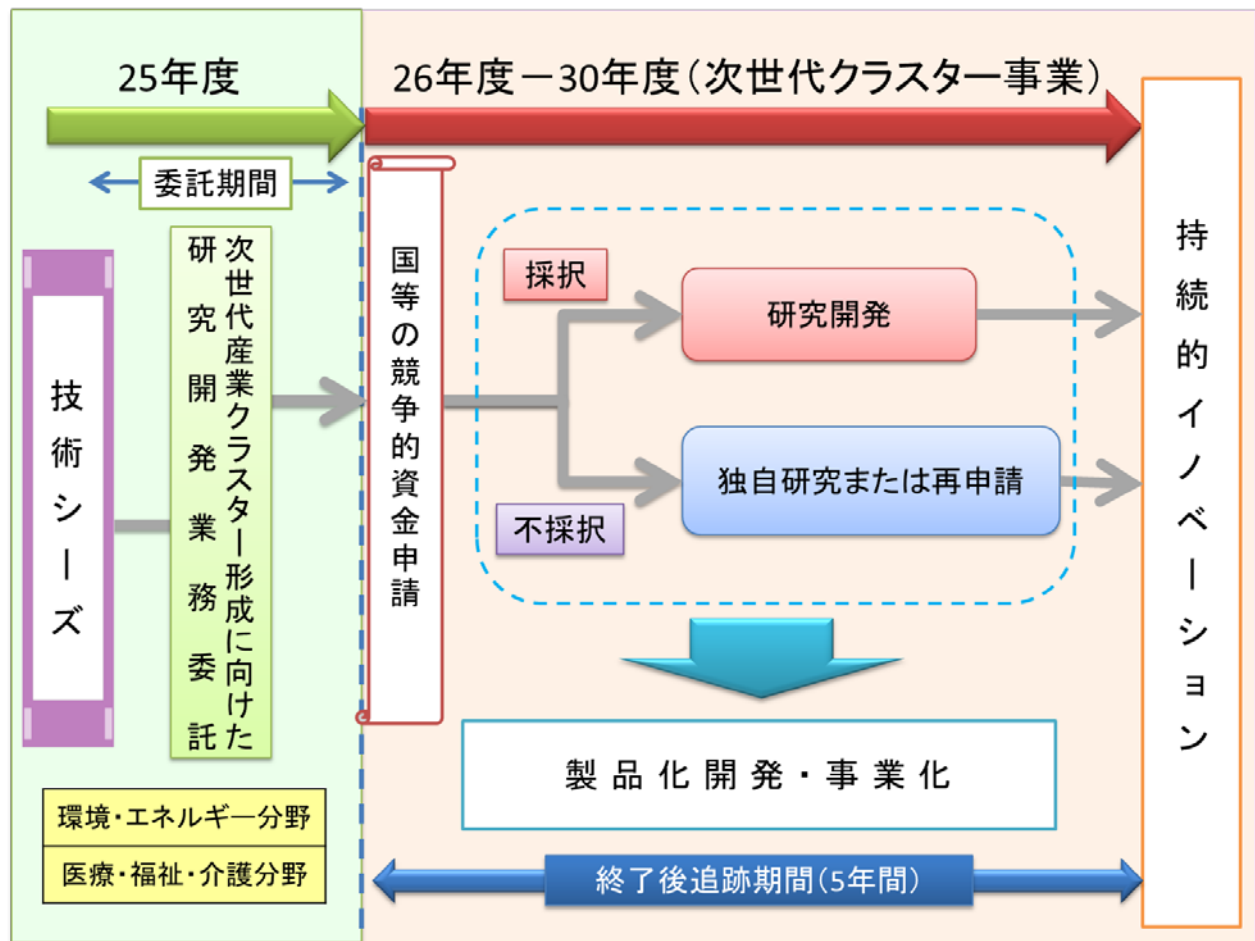
ウ 相当期間活用しておらず、かつ適正な理由がない場合に、産業技術センターが特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

エ 特許権等の移転、専用実施権の設定若しくは移転の承認をしようとするときは、あらかじめ産業技術センターの承認を受けること。

<委託の流れ図>



<事業スキーム図>



8 委託対象

委託対象の研究テーマ、委託費の対象となる経費は次のとおり

<研究テーマ>

環境・エネルギー分野	■ 省エネ効果の高いパワー半導体 ■ 光触媒の活用による環境浄化 ■ 化学プラントの効率化 ■ 大企業の環境関連素材の活用 ■ 水素の生成・貯蔵、水素関連機器の開発 ■ エネルギーの貯蔵・二次電池 等
医療・福祉・介護分野	■ 医療機器・医療部材、医療機器製造装置 ■ 診断材料、診断器具、医療用具 ■ 福祉・介護機器 等

< 委託費の対象 >

経費区分	内 容
謝 金	専門家謝金
旅 費	専門家旅費、職員旅費
研究開発 事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入・借用、製造・改良、据付け、保守又は修繕に関する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費（試験、検査等を含む）、コンサルタント料、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費、調査研究費、研究補助員労務費 ※汎用性があり、目的外使用に成り得るもの（例えば、パソコン、プリンタなど）の購入費は対象外
庁 費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費
委託費	研究開発事業の一部を参画機関に再委託する経費

9 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定

10 スケジュール

4月22日（月）	公募開始
5月31日（金）	公募締切
6月 7日（金）	審査会の開催
6月 中旬	委託契約締結